

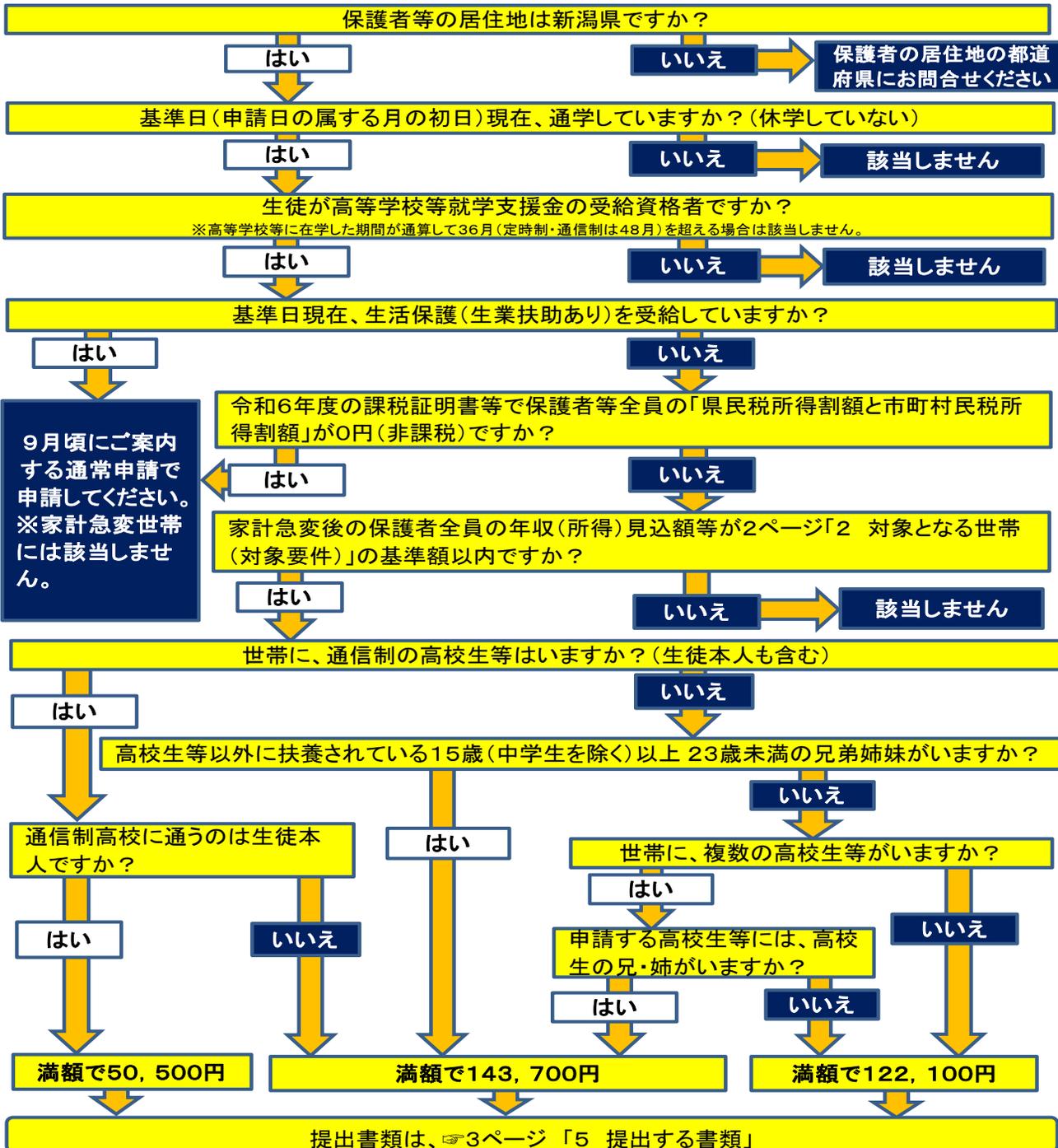
# 令和6年度「奨学のための給付金」(家計急変世帯対象) 申請についてのお知らせ (返済不要の給付金です)

**解雇・事業の廃業等で保護者等の収入が減少したことにより、家計が急変した世帯に奨学のための給付金を支給します！**

奨学のための給付金とは：授業料に充てる高等学校等就学支援金とは別の制度で、授業料以外の教育費(教科書費、学用品費、修学旅行費など)の負担軽減を目的とした給付金です

◎給付を受けるには、**対象となるか確認した上で** 申請する必要があります。

## 1 対象確認シート



提出書類は、3ページ「5 提出する書類」

## 2 対象となる世帯（対象要件）

基準日（6月末までに急変した場合は7月1日、それ以降の場合は申請日の属する月の初日）において、次のすべての要件に該当する世帯が対象となります。

① 令和6年1月以降家計が急変し、保護者それぞれが住民税非課税世帯相当\*となり、家計が急変した世帯（生活保護（生業扶助）受給世帯は対象外です）

\*家計急変後の保護者それぞれの年収見込額等が、下の表の扶養人数に応じた基準額以内であること。

② 生徒が高等学校等就学支援金の受給資格者であること

（高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制は48月）を超えないこと。）

③ 保護者等が新潟県内に在住していること

【注意】ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象外です。

- ・両親またはどちらか一方が海外在住で、保護者等全員の年収等が非課税相当であることを確認できない場合
- ・生徒に児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く)）が支給されている場合
- ・生徒が基準日（申請日の属する月の初日）において休学している場合

### 【扶養人数別年間収入基準額及び年間所得基準額】

| 扶養親族人数<br>(扶養している配偶者・<br>子・父母等の人数) | 年間収入基準額<br>(給与所得者世帯) | 年間所得基準額<br>(万円) |
|------------------------------------|----------------------|-----------------|
| 0人                                 | 100万円未満              | 45万円未満          |
| 1人                                 | 170万円未満              | 112万円未満         |
| 2人                                 | 221万円未満              | 147万円未満         |
| 3人                                 | 271万円未満              | 182万円未満         |
| 4人                                 | 321万円未満              | 217万円未満         |
| 5人                                 | 371万円未満              | 252万円未満         |
| 寡婦及びひとり親等の場合<br>(扶養親族2人以上を除く)      | 204万円未満              | 135万円未満         |

収入のある保護者がそれぞれ、この表の基準額未満であることが要件です。



<収入と所得の違い> 給与所得者(会社員等)の方にとっての「年間収入」とは、給与や賞与などの年間の合計です。「所得」とは、年収から給与所得控除を差し引いた後の金額を指します。給与所得者以外(自営業等)の方にとっての「所得」は、「売り上げ(収入)」から「必要経費・諸経費」を差し引いた金額を言います。

## 3 生徒一人あたりの支給額（年額）【6月末までに家計急変し、9月末までに申請した場合の額】 ※7月以降の家計急変や10月以降の申請は月割換算した額となります

| 区 分                                     | 全日制   |          |
|---|-------|----------|
| 県民税・市町村民税所得割が非課税相当である世帯<br>※生業扶助受給世帯を除く | 第1子   | 122,100円 |
|   | 第2子以降 | 143,700円 |

○ 第1子、第2子の考え方については、1ページ「1 対象確認シート」で確認してください。

○ 支給回数は、生徒一人につき年1回、通算3回を上限とします。（ただし、年度ごとに申請が必要です。）

※ 7月以降に家計が急変した世帯で、9月末までに申請した場合は、家計急変の属する月分から当該年度末(3月分)までの額を給付します。

※ 10月以降に申請した場合は、申請月の翌月分から算定した額を給付します。

## 4 申請書の提出

【提出期限】 毎月月末（最終は令和7年1月末です）

※提出から2～3ヶ月程度で支給予定です。

【提出先】 必要書類を封筒に入れ、学校の事務室へ提出してください。

※申請書類には、重要な個人情報がありますので、書類の紛失がないよう十分注意してください。

## 5 提出する書類

### 提出書類

#### ① 奨学のための給付金受給申請書（様式第1－3号）

- ・両面を漏れのないよう記入してください。

#### ② 振込口座登録申込書（様式第3号）及び口座通帳の写し

- ・必ず申請者（保護者等）名義の口座を記入してください。

#### ③ 家計急変の発生事由を証明する書類

(1)離職票、(2)雇用保険受給資格者証、(3)解雇通告書又は事業所長発行の離職票、(4)破産宣告通知書、(5)廃業等届出等の第三者により証明される書類のいずれか

- ・収入または所得が減少した方が提出（両親どちらも減収の場合は2通）

#### ④ 家計急変前の収入を証明する書類

保護者全員の令和6年度課税証明書で扶養親族の記載が省略されていないもの（写し可）

#### ⑤ 家計急変後の収入を証明する書類

【会社員等の方】会社作成の給与見込書又は直近の給与明細書（どちらも家計急変以降の直近3ヶ月分）

【自営業等の方】(1)税理士又は公認会計士の作成した証明書類又は、(2)年間収支見込計算書（別紙2：県指定様式）及びその根拠となる帳簿等



1. 家計急変による奨学のための給付金の申請では、必要に応じて、電話による家庭状況の問い合わせ及び追加資料の提出依頼等があります。また、給付金支給後も世帯の状況を確認することがありますのでご了承ください。

2. 昨年度（令和5年度）家計急変申請を行い認定されている場合、今年度（令和6年度）の住民税は非課税となることが原則ですので、通常申請で申請することになります。今年度非課税とならなかったため家計急変で申請したいという場合は、家計急変月から最新月の収入（所得）が確認できる書類が必要となる等、審査が厳格となりますのでご注意ください。

## 6 審査結果と支給時期

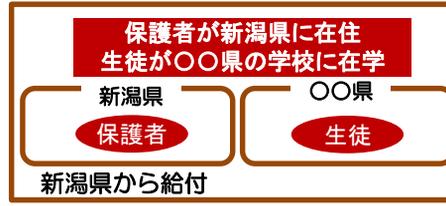
審査が完了し、認定(不認定)の通知書を学校を通じて配付し、振込口座登録申込書の口座に順次振込みます。※申請書提出から約2～3ヶ月後を目途としています。

## 7 給付金の使途と代理受領について

給付金は、授業料以外の教育費（教科書費、学用品費、修学旅行費など）の負担軽減を目的としています。学校に納入しなければならない諸会費等が未納となっている場合は、給付金を活用するようにしてください。

**Q 1 生徒は新潟県内の高校に在学していますが、両親は他県で生活しています。給付金は申請できますか？**

給付金は保護者がお住まいの都道府県から支給されます。各都道府県で制度の詳細や申請手続きが異なりますので、お住まいの都道府県にお問い合わせください。



**Q 2 父は解雇されましたが、母の勤務状況に変更がない場合も申請できますか？**

勤務状況に変更のない母の1年分の年収も見込み、父と母それぞれが、扶養親族の人数ごとに設定した基準額を下回れば、住民税非課税相当と見なして申請できます。

**Q 3 家計急変事由に該当しますが、以前から低収入（低所得）です。家計急変と通常支給のどちらに申し込むべきですか？**

低収入で、令和6年度の住民税が非課税である場合は通常期の申請に該当しますので、家計急変では申請できません。

**Q 4 父は飲食店経営で、母は父の扶養対象ではなく会社にパート勤務しています。家計急変対象の判断をするときに年収基準額と年間所得基準額とどちらでみますか？**

父は自営業に該当するため、所得金額で判断することになります。母は会社員に該当するため、年収額で判断します。父母それぞれ、扶養親族の人数ごとに設定した基準額を下回るか確認してください。

**Q 5 両親と祖父母と同居しています。同居している家族全員の県民税所得割額と市町村民税所得割額が「非課税相当」でなければ、申請できませんか？**

保護者（主に両親）の県民税所得割額と市町村民税所得割額が「非課税相当」であれば、同居している他の家族の県民税所得割額と市町村民税所得割額が「非課税相当」でなくても、申請できます。

**Q 6 8月に父母が離婚し、母が親権者となり、家計が急変しました。申請はできますか？**

保護者の離婚は家計急変にはあたらないため、認定になりません。

**Q 7 高校生の兄弟姉妹がいますが、まとめて申請できますか？**

兄弟姉妹をまとめて1つの申請書では申請できません。必ず、生徒一人ごとに申請書を作成し、在学する学校へ提出してください。

**Q 8 申請者は父ですが、母の口座に振り込むことはできますか？**

申請者と振込先口座名義は同一となりますので、母の口座に振り込みたい場合は申請者を母にしてください。その際、申請書【7. 世帯の状況】の下欄に、母が生徒を扶養している旨を申し立ててください。

**Q 9 昨年度も家計急変申請したのですが、今年度も申請できますか？**

昨年（R5.1～12）家計が急変したのであれば、令和6年度の県民税及び市町村民税所得割額は非課税になると考えられますので、通常申請での申請になります。ただし、家計急変月の関係で令和6年度が非課税にならなかった場合は再度家計急変での申請は可能です。しかし、家計急変した月から最新月の給与明細等収入（所得）がわかる書類すべてが必要となる等、審査が厳格となりますのでご注意ください。

## お問い合わせ先

新潟県就学支援金等支給事務センター（新潟県教育庁財務課）

☎ 025-280-5143

（受付時間：月曜日～金曜日（土日祝日を除く）9時～17時）

HP <http://www.pref.niigata.lg.jp/kyoikuzaimu/1356789784647.html>

